

「【仮称】王寺義務教育学校（北）建設における基本計画」策定に向けた
パブリックコメント
意見と町の考え

意見者 1	<p>意見</p> <p>昨年12月に中学校体育館北側斜面が土砂災害警戒区域に指定され、私の住居はこの区域に隣接しております。</p> <p>今般、建設計画の素案（P3/15）には土砂災害の危険性が課題であるとされていますが、斜面からの雨水排水経路が詳細には明示されておらず、造成中、完成後の雨水の排水がどうなるのか、造成により雨水が斜面に流入し、土砂災害が起きないか危惧しています。また、体育館撤去地は土砂災害警戒区域での大規模工事となりますので、周辺地域に及ぼす影響はかなり大きく、水路確保、斜面崩壊防止対策にて不安を解消していただき、造成を機に改善して頂きたいと思っております。</p>
町の考え	<p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、奈良県が、土砂災害の“原因地”となる「土砂災害危険箇所」の地形や地質、土地利用状況などを調査し、土砂災害によって“被害のおそれのある範囲”となる「土砂災害警戒区域」を指定しています。</p> <p>ご指摘いただいている王寺中学校体育館北側斜面につきましては、平成27年2月に急傾斜地の崩壊のおそれがある区域として、土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）に指定されています。</p> <p>以上のように学校敷地の一部が指定区域にありますが、今後、開発許可制度の技術基準に則り、慎重に県と協議しながら進めてまいります。</p> <p>開発区域内の雨水排水計画については、今後、基本設計・実施設計にて細部の検討を加えて決定いたします。また、造成においても、一般的に広範囲にわたって地形、植生状況等を改変するため、工事中及び完成後においても敷地周辺の崖崩れや土砂の流出等による災害が発生しないよう、必要な防災措置を講じ、未然防止に努めてまいります。</p>